

# 多職種協働で口腔アセスメント

～課題分析標準項目の一部改正より～

彦根愛知犬上介護支援専門員連絡協議会

プレゼンター 辻広美

(ケアプランセンターどりーむ)

# 標準課題分析標準項目の改定

課題分析標準項目は介護支援専門員のアセスメントの指針として示された項目

「標準課題分析項目」は、利用者の課題を客観的に抽出するための手法として、平成11年に厚生労働省から提示された全国共通のアセスメントシートの基盤となるものである。

これらの項目は、利用者の状態を評価し、適切なケアプランを立てる際に重要な情報となる。

各都道府県介護保険担当課（室）  
各市町村介護保険担当課（室）  
各介護保険関係団体 御中  
← 厚生労働省 認知症施策・地域介護推進課

## 介護保険最新情報

### 今回の内容

「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示  
について」の一部改正について  
計5枚（本紙を除く）

Vol.1178

令和5年10月16日

厚生労働省老健局

認知症施策・地域介護推進課

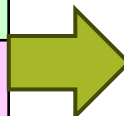
【貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしく願いいたします。】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3936）  
FAX：03-3503-7894

# 標準課題分析標準項目の改定



基本情報に関する項目		
基本情報	生活状況	被保険者情報
現在利用しているサービスの状況	障害高齢者の日常生活自立度	認知症高齢者の自立度
主訴	認定情報	課題分析理由
課題分析（アセスメント）に関する項目		
健康状態	ADL	IADL
認知	コミュニケーション能力	社会との関わり
排尿・排便	褥瘡・皮膚の問題	口腔衛生
食事摂取	問題行動	介護力
住環境	特別な状況	



基本情報に関する項目		
基本情報	これまでの生活と現在の状況	利用者の社会保障制度の利用情報
現在利用している支援や社会資源の状況	日常生活自立度（生活）	日常生活自立度（認知症）
主訴・意向	認定情報	今回のアセスメントの理由
課題分析（アセスメント）に関する項目		
健康状態	ADL	IADL
認知機能や判断機能	コミュニケーションにおける理解と表出の状況	生活リズム
排泄の状況	清潔の保持に関する状況	口腔内の状況
食事摂取の状況	社会との関わり	家族等の状況
居住環境	その他留意すべき事項・状況	

各都道府県介護保険担当課（室）  
各市町村介護保険担当課（室）  
各介護保険関係団体 御中  
— 厚生労働省 認知症施策・地域介護推進課

## 介護保険最新情報

今回の内容

「課題分析標準項目の改正に関するQ&A」の発出について  
計 10 枚（本紙を除く）

Vol.1179

令和5年10月16日

厚生労働省老健局

認知症施策・地域介護推進課

【貴関係諸団体に速やかに送信いたしますよう  
よろしくお願いたします。】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線3936）  
FAX：03-3503-7894

## No. 18 口腔内の状況

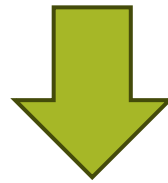
問15 大幅に加筆されているが、全ての内容について情報収集を行う必要があるのか。

（答）「項目の主な内容（例）」については、各項目の解釈の違いにより把握する内容に差異が生じないように、具体的な加筆を増やしているが、これらの内容についてすべての情報収集を行うことを求めるものではなく、各利用者の課題分析に必要な情報を判断するための例示であることに留意されたい。

なお、口腔内の状況の確認については、介護支援専門員が自ら収集する情報だけでなく、必要に応じて歯科医師や歯科衛生士とも連携して情報の収集・共有を実施することが望ましい。

# 口腔衛生の項目もクローズアップ

標準項目名	項目の主な内容（例）
⑱口腔衛生	歯・口腔内の状態や口腔衛生に関する項目



標準項目名	項目の主な内容（例）
⑱口腔内の状況	歯の状態（歯の本数、欠損している歯の有無等） 義歯の状況（義歯の有無、汚れ・欠損の有無等） かみ合わせの状態 口腔内の状態（歯の汚れ、舌苔・口臭の有無、口腔乾燥の程度、腫れ・出血の有無等） 口腔ケアの状況に関する項目

# 口腔アセスメントを多職種で連携して実施！

（大きく開口することへの抵抗、観察する姿勢など）

ご自宅で口腔内の状況をじっくり観察するのは難しい。

デイサービス、ショートステイ、訪問介護、訪問看護、訪問リハビリの専門職がそれぞれの場所で観察し、情報を共有することでアセスメントの量も質も大きく変わってくる。

口腔機能を維持することで、誤嚥性肺炎の予防をはじめ、全身疾患の予防、健康の維持、QOLの向上につながる。

多職種が協働でアセスメントを行うことも連携！

## 24改正ではさらに口腔機能評価が求められる

通所系サービスにおける口腔スクリーニングの仕組みを訪問系（訪問介護、訪問看護、訪問リハビリ）・短期入所にも導入される。

口腔衛生状態および機能を評価し、利用者の同意を得たうえで、歯科医療機関や介護支援専門員に情報提供する仕組みが位置づけされる。

情報提供を受けた介護支援専門員は、モニタリングに活かすだけでなく、口腔状況にかかるリスク分析が求められる。

歯科医院に受診している場合には、歯科医師と情報を共有し連携を進めることになることから、「通院時情報連携加算」において歯科受診の際の連携も対象加算となる。（ケアマネジャーの加算）

歯科医院にかかっていない場合には、受診を推奨する。